

京都大学奨学金返還免除候補者選考委員会要項等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学奨学金返還免除候補者選考委員会要項 (平成16年12月7日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総長 (2) 厚生補導担当の副学長 (3) 部局長 若干名 (4) 学生生活委員会委員 若干名 (5) <u>学務部長</u> (6) その他総長が指名する者 若干名</p> <p>2 } (略) 3 }</p> <p>(中 略)</p> <p>第6 委員会に関する事務は、<u>学務部学生課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">教育制度委員会規程 (平成16年6月15日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育担当の理事 (以下「担当理事」という。) (2) 研究科 (医学研究科を除く。)、医学研究科 (人間健康科学系専攻を除く。)、医学研究科 人間健康科学系専攻、総合生存学館、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授 各1名 (3) 国際高等教育院の教授 1名 (4) <u>学務部長</u> (5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 } (略) 3 } 4 }</p> <p>(中 略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>学務部教務企画課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学博士課程教育リーディングプログラム運営会議要項 (平成24年9月11日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p>	<p>第3</p> <p>(1) } (2) } (同 左) (3) } (4) } (5) <u>教育推進・学生支援部長</u> (6) }</p> <p>2 } (同 左) 3 }</p> <p>第6 委員会に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部学生課</u>において処理する。</p> <p>第3条</p> <p>(1) } (2) } (同 左) (3) } (4) <u>教育推進・学生支援部長</u> (5) }</p> <p>2 } (同 左) 3 } 4 }</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部教務企画課</u>において処理する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第2 運営会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総長 (2) 教育担当の理事（以下「担当理事」という。） (3) 研究科長 (4) 博士課程教育リーディングプログラムプログラムコーディネーター (5) <u>学務部長</u> (6) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 } (略) 3 }</p> <p>(中 略)</p> <p>第8 運営会議に関する事務は、<u>学務部教務企画課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">FD研究検討委員会規程 (平成18年12月5日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育担当の理事 (2) 研究科、総合生存学館、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授又は准教授 各1名 (3) 国際高等教育院の教授又は准教授 1名 (4) <u>学務部長</u> (5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 } (略) 3 }</p> <p>(中 略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>学務部教務企画課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学教職教育委員会要項 (昭和59年1月31日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育学研究科長 (2) 研究科の教授 各1名 (3) その他総長が必要と認める教授又は准教授 若干名 (4) <u>学務部長</u></p> <p>2 } (略) 3 }</p>	<p>第2</p> <p>(1) } (2) } (同 左) (3) } (4) }</p> <p>(5) <u>教育推進・学生支援部長</u> (6) }</p> <p>2 } (同 左) 3 }</p> <p>第8 運営会議に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部教務企画課</u>において処理する。</p> <p>第3条</p> <p>(1) } (2) } (同 左) (3) }</p> <p>(4) <u>教育推進・学生支援部長</u> (5) }</p> <p>2 } (同 左) 3 }</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部教務企画課</u>において処理する。</p> <p>第3</p> <p>(1) } (2) } (同 左) (3) }</p> <p>(4) <u>教育推進・学生支援部長</u></p> <p>2 } (同 左) 3 }</p>

改正前	改正後
<p>(中 略)</p> <p>第7 委員会に幹事を置き、<u>学務部教務企画課長</u>及び<u>教育学研究科事務部事務長</u>をもつて充てる。</p> <p>第8 委員会に関する事務は、<u>学務部教務企画課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学教務事務電算管理運営委員会要項 (平成元年1月25日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 各研究科の専任の教授、准教授又は講師各1名 (2) 国際高等教育院の推薦する教授、准教授又は講師1名 (3) <u>学務部長</u>及び<u>情報部長</u> 2 } (略) 3 }</p> <p>(中 略)</p> <p>第6 委員会に関する事務は、<u>情報部情報推進課</u>において処理する。 (後 略)</p>	<p>第7 委員会に幹事を置き、<u>教育推進・学生支援部教務企画課長</u>及び<u>教育学研究科事務部事務長</u>をもつて充てる。</p> <p>第8 委員会に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部教務企画課</u>において処理する。</p> <p>第3 (1) } (同 左) (2) } (3) <u>教育推進・学生支援部長</u>及び<u>企画・情報部長</u> 2 } (同 左) 3 }</p> <p>第6 委員会に関する事務は、<u>企画・情報部情報推進課</u>において処理する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学社会貢献推進検討委員会要項 (平成14年10月22日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 教育担当の理事 (以下「担当理事」という。) (2) 広報担当の理事 (3) 研究科の教授又は准教授 6名 (4) 研究所及びセンターの教授又は准教授 2名 (5) 附属図書館長 (6) <u>学務部長</u> (7) その他総長が必要と認める者 若干名 2 } (略) 3 }</p> <p>(中 略)</p> <p>第6 委員会に関する事務は、<u>学務部教務企画課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学COC事業評議会要項 (平成25年11月12日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p>	<p>第3 (1) } (同 左) (2) } (3) } (4) } (5) } (6) <u>教育推進・学生支援部長</u> (7) } (同 左) 2 } 3 }</p> <p>第6 委員会に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部教務企画課</u>において処理する。</p>

改正前	改正後
<p>第6 評議会に関する事務は、<u>学務部教務企画課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">原子力研究整備委員会要項 (昭和33年6月16日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>3 委員会は、次の職員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 理学研究科長 (2) 医学研究科長 (3) 薬学研究科長 (4) 工学研究科長 (5) 農学研究科長 (6) エネルギー科学研究科長 (7) 化学研究所長 (8) エネルギー理工学研究所長 (9) 基礎物理学研究所長 (10) 原子炉実験所長 (11) 医学部附属病院長 (12) 環境安全保健機構附属放射性同位元素総合センター長 (13) 京都大学環境安全保健機構規程(平成17年達示第6号)第12条第1項に規定する専門委員会の委員のうちから、環境安全保健機構長が指名する者 若干名 (14) 教授若干名 (15) 財務部長及び研究国際部長 <p>職務上委員となる者のほかは、総長が委嘱するものとし、その任期は、2年とする。 (中 略)</p> <p>6 委員会に関する事務は、<u>研究国際部研究推進課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学産学共同実用化促進事業実施委員会要項 (平成25年9月10日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 産官学連携担当の理事(以下「担当理事」という。) (2) 総長が指名する理事及び副学長 (3) 部局長 若干名 (4) 産官学連携本部長及び副本部長 (5) 総務部長、財務部長及び<u>研究国際部長</u> (6) その他総長が必要と認める者 若干名 	<p>第6 評議会に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部教務企画課</u>において処理する。</p> <p>3</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) <u>財務部長及び研究推進部長</u> <p>職務上委員となる者のほかは、総長が委嘱するものとし、その任期は、2年とする。</p> <p>6 委員会に関する事務は、<u>研究推進部研究推進課</u>において処理する。</p> <p>第3</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (2) (3) (4) (5) <u>総務部長、財務部長及び研究推進部長</u> (6) (同 左)

改 正 前	改 正 後
<p>2 } (略)</p> <p>3 } (中 略)</p> <p>第8 委員会に関する事務は、<u>研究国際部産官学連携課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学 I T 戦略委員会要項 (平成24年4月10日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 情報担当の理事 (2) 総長が指名する理事 (3) 情報環境機構長 (以下「機構長」という。) (4) <u>情報部長</u> (5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 } (中 略)</p> <p>第7 委員会に関する事務は、<u>情報部情報推進課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学次世代研究者育成支援事業の実施に関する規程 (平成21年9月8日総長裁定)</p> <p>(前 略) (事務)</p> <p>第24条 次世代研究者育成支援事業に関する事務は、<u>研究国際部研究推進課</u>において処理する。</p> <p>2 (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学学術研究支援室要項 (平成24年3月6日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第5 支援室の事務は、<u>研究国際部研究推進課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学入試改革検討本部要項 (平成24年11月6日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4 本部に関する事務は、<u>学務部入試企画課</u>にお</p>	<p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (中 略)</p> <p>第8 委員会に関する事務は、<u>研究推進部産官学連携課</u>において処理する。</p> <p>第3 } (1) } (同 左) (2) } (3) } (4) <u>企画・情報部長</u> (5) } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>第7 委員会に関する事務は、<u>企画・情報部情報推進課</u>において処理する。</p> <p>(事務)</p> <p>第24条 次世代研究者育成支援事業に関する事務は、<u>研究推進部研究推進課</u>において処理する。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>第5 支援室の事務は、<u>研究推進部研究推進課</u>において処理する。</p> <p>第4 本部に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>いて処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学東京オフィス事務室要項 (平成21年12月16日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2 事務室に室長及び室員を置き、必要に応じて副室長を置くことができる。</p> <p>2 室長及び副室長は、京都大学の教職員のうちから、総長が任免する。</p> <p>3 室長は、管理責任者の命を受け、室の所務を掌理する。</p> <p>4 副室長は、室長の職務を補佐する。</p> <p>5 室員は、<u>渉外部渉外企画課</u>の職員のうちから総長が任免する。</p> <p>6 室員は、室長の命を受け、室の事務を処理する。 (後 略)</p>	<p><u>入試企画課</u>において処理する。</p> <p>第2 事務室に室長を置き、必要に応じて副室長又は室員を置くことができる。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p> <p>5 室員は、<u>総務部渉外課</u>の職員のうちから総長が任免する。</p> <p>6 (同 左)</p>
<p style="text-align: center;">京都大学教室系技術職員に係る組織要項 (平成3年1月22日総長裁定)</p> <p>(前 略) (技術長会議)</p> <p>第6 総合技術部委員会の下に、技術長会議を置く。</p> <p>2 技術長会議は、技術長並びに防災研究所及び原子炉実験所の技術室長並びに情報部情報基盤課長(以下「技術長等」という。)で組織する。</p> <p>3～8 (略) (後 略)</p>	<p>(技術長会議)</p> <p>第6 総合技術部委員会の下に、技術長会議を置く。</p> <p>2 技術長会議は、技術長並びに防災研究所及び原子炉実験所の技術室長並びに<u>企画・情報部情報基盤課長</u>(以下「技術長等」という。)で組織する。</p> <p>3～8 (同 左)</p>
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学内部監査規程 (平成17年6月14日総長裁定)</p> <p>(前 略) (監査の実施)</p> <p>第3条 監査は、監査室が実施する。</p> <p>2 監査は、原則として、実地監査により行う。ただし、状況によっては、監査を受ける部局等(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。)並びに事務本部の各部及び総長室並びに各共通事務部をいう。以下「監査の対象部局」という。)から書類等を取り寄せ、書面審査により行</p>	<p>(監査の実施)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 監査は、原則として、実地監査により行う。ただし、状況によっては、監査を受ける部局等(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。)、<u>事務本部の各部及び各共通事務部</u>をいう。以下「監査の対象部局」という。)から書類等を取り寄せ、書面審査により行うことができる。</p>

改正前	改正後
<p>うことができる。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学国際科学イノベーション棟規程 (平成27年3月10日総長裁定)</p> <p>(前 略) (運営委員会)</p> <p>第20条 イノベーション棟に、イノベーション棟の運営に関する重要事項を審議するため、国際科学イノベーション棟運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 統括管理者 (2) 本学の教授又は准教授 若干名 (3) <u>研究国際部長</u> (4) その他統括管理者が必要と認める者 若干名</p> <p>3～6 (略) (事務)</p> <p>第21条 イノベーション棟の管理運営に関する事務は、施設部プロパティ運用課において処理する。ただし、委員会に関する事務は、<u>研究国際部産官学連携課</u>において処理するものとする。 (後 略)</p>	<p>(運営委員会)</p> <p>第20条</p> <p>2</p> <p>(1) (2) (3) <u>研究推進部長</u> (4)</p> <p>3～6 (事務)</p> <p>第21条 イノベーション棟の管理運営に関する事務は、施設部プロパティ運用課において処理する。ただし、委員会に関する事務は、<u>研究推進部産官学連携課</u>において処理するものとする。</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p>
<p style="text-align: center;">京都大学宇治地区先端イノベーション拠点施設規程 (平成23年3月8日総長裁定)</p> <p>(前 略) (運営委員会)</p> <p>第17条 拠点施設に、拠点施設の運営に関する重要事項を審議するため、宇治地区先端イノベーション拠点施設運営委員会(以下本条において「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 統括管理者 (2) 化学研究所長、エネルギー理工学研究所長、生存圏研究所長及び防災研究所長 (3) <u>研究国際部長</u> (4) 宇治地区事務部長 (5) その他統括管理者が必要と認める者 若干名</p> <p>3～6 (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学船井哲良記念講堂・船井交流センター規程</p>	<p>(運営委員会)</p> <p>第17条</p> <p>2</p> <p>(1) (2) (3) <u>研究推進部長</u> (4) (5)</p> <p>3～6</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(平成19年10月9日総長裁定)</p> <p>(前 略) (運営委員会)</p> <p>第18条 記念講堂等に、記念講堂等の管理運営に関する事項について審議するため、船井哲良記念講堂・船井交流センター運営委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 管理責任者 (2) <u>研究国際部長</u> (3) 桂地区（工学研究科）事務部長 (4) その他管理責任者が必要と認める者 若干名</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(運営委員会)</p> <p>第18条</p> <p>2</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>研究推進部長</u></p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>3～6</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p>
<p style="text-align: center;">京都大学東京オフィス規程 (平成21年7月14日総長裁定)</p> <p>(前 略) (事務)</p> <p>第20条 東京オフィスの管理運営に関する事務は、<u>渉外部渉外企画課</u>の協力を得て、東京オフィス事務室において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(事務)</p> <p>第20条 東京オフィスの管理運営に関する事務は、<u>総務部渉外課</u>の協力を得て、東京オフィス事務室において処理する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学公印規程 (平成17年6月9日総長裁定)</p> <p>(前 略) (公印の作成等)</p> <p>第3条 公印の作成、改刻又は廃止は、次条から第6条までの規定により、次に掲げる公印の区分に応じ、当該各号に掲げる者（以下「公印制定者」という。）が行うものとする。</p> <p>(1) 国立大学法人京都大学及び京都大学の印、総長、学長、理事及び監事の印 <u>総務部総務課長</u> (2) 副学長の印 <u>学務部学生課長</u> (3) 事務本部の所掌に係る公印 <u>当該室長、部長</u>が指定する課長 (4) 別表の種類欄に掲げる公印のうち前3号に掲げる公印以外の公印 当該公印を作成、改刻又は廃止する共通事務部の事務部長又は部局の事務部長若しくは事務長</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学の名義並びに京都大学マーク、エン</p>	<p style="text-align: center;">(公印の作成等)</p> <p>第3条</p> <p>(1)</p> <p>(2) 副学長の印 <u>教育推進・学生支援部学生課長</u> (3) 事務本部の所掌に係る公印 <u>当該部長</u>が指定する課長 (4)</p> <p>2</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p>

改正前	改正後
<p>ブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程 (平成21年10月20日総長裁定)</p> <p>(前 略) (事務)</p> <p>第15条 本学の名義等の使用に関する事務は、<u>渉外部広報・社会連携推進室</u>において処理する。</p> <p>京都大学事務委任等規程 (昭和45年10月31日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 総長は、各部局並びに事務本部の各部及び総長室（以下「<u>事務本部の各組織</u>」という。）の長に、旅行命令又は旅行依頼に関する権限のうち、それぞれ当該部局又は<u>事務本部の各組織</u>の教職員等に対し旅行命令を発し、及び当該部局又は<u>事務本部の各組織</u>の教職員等以外の者に対し当該部局又は<u>事務本部の各組織</u>の用務に係る旅行依頼を発する権限を委任する。</p> <p>(中 略)</p> <p>第12条 第3条及び第4条第1項の規定により委任を受けた各部局又は<u>事務本部の各組織</u>の長並びに第4条第2項の規定により当該事務を専決することとされた各部局の長は、その事務を当該部局又は<u>事務本部の各組織</u>の職員に専決させることができる。この場合において、当該部局又は<u>事務本部の各組織</u>の長は、その専決をさせる者及び範囲を定め、これを当該専決をさせる者に通知しなければならない。</p> <p>(後 略)</p> <p>京都大学における研究資源アーカイブに関する規程 (平成22年3月16日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 総長が指名する理事 若干名 (2) 運営責任部局及び連携部局の長 (3) 附属図書館長、情報環境機構長及び大学文書館長 (4) 運営責任部局及び連携部局の教員 若干名 (5) 研究科長 若干名 (6) 研究所長又はセンター長（第2号及び第3号 	<p>(事務)</p> <p>第15条 本学の名義等の使用に関する事務は、<u>企画・情報部広報課</u>において処理する。</p> <p>第3条 総長は、各部局及び事務本部の各部の長に、旅行命令又は旅行依頼に関する権限のうち、それぞれ当該部局又は<u>事務本部の各部</u>の教職員等に対し旅行命令を発し、及び当該部局又は<u>事務本部の各部</u>の教職員等以外の者に対し当該部局又は<u>事務本部の各部</u>の用務に係る旅行依頼を発する権限を委任する。</p> <p>第12条 第3条及び第4条第1項の規定により委任を受けた各部局又は<u>事務本部の各部</u>の長並びに第4条第2項の規定により当該事務を専決することとされた各部局の長は、その事務を当該部局又は<u>事務本部の各部</u>の職員に専決させることができる。この場合において、当該部局又は<u>事務本部の各部</u>の長は、その専決をさせる者及び範囲を定め、これを当該専決をさせる者に通知しなければならない。</p> <p>第3条</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (2) (3) (4) (5) (6) <p style="text-align: right;">(同 左)</p>

改正前	改正後
<p>に掲げる者を除く。) 若干名 (7) <u>渉外部長</u> (8) その他総長が必要と認めた者 2～3 (略) (後 略)</p> <p>京都大学における外国語コースを履修する外国人留学生に係る授業料の免除に関する規程 (平成23年3月28日総長裁定)</p> <p>(前 略) (事務)</p> <p>第8条 この規程に定める授業料の免除に関する事務は、<u>研究国際部国際学生交流課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p>京都大学における外国の政府、公的機関等が実施する留学生制度による外国人留学生に係る授業料の免除に関する規程 (平成25年1月30日総長裁定)</p> <p>(前 略) (事務)</p> <p>第7条 この規程に定める授業料の免除に関する事務は、<u>研究国際部国際学生交流課</u>において処理する。 (後 略)</p>	<p>(7) <u>総務部長</u> (8) } (同 左) 2～3</p> <p>(事務)</p> <p>第8条 この規程に定める授業料の免除に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部国際教育交流課</u>において処理する。</p> <p>(事務)</p> <p>第7条 この規程に定める授業料の免除に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部国際教育交流課</u>において処理する。</p> <p>附 則 この要項は、平成27年4月1日から実施する。</p>